

森法務大臣の答弁 VS 法務省の見解



東日本大震災のとき、**検察官は**福島県いわき市から国民が
市民が避難していない中で、**最初に逃げた**わけです。

嘘！

法務省

(略)検察庁は、裁判所と対応してその事務を行うとされているところ(略)
地裁いわき支部の執務場所の変更に合わせて(略)
地検いわき支部の**執務場所を一時的に変更し**、(略)



そのときに身柄拘束をしている十数人の方を**理由なく釈放**して逃げたわけです。

嘘！

法務省

(略)**所要の捜査を遂行することが困難**となっていた。このため(略)
検察官が個々の事案の内容や捜査の進捗状況、身体的拘束の継続の必要性の有無等
を**慎重に判断し**、(略)**釈放の手続きを行った**(略)

新型コロナウイルス感染症に係る勤務等の扱い

新型コロナウイルス感染症に係る勤務等については、感染が疑われる社員に対して、既に、特別休暇取得を認めているところであるが、今般、政府から、小学校、中学校、高等学校、高等学校及び特別支援学校の臨時休業の要請が出されたこと等を踏まえ、以下のとおり追加対応を行うこととする。

新型コロナウイルス感染症に係る勤務等の取扱い

<追加する取扱い>

区 分	通常どおり営業している場合	会社が経営判断で事業所を閉鎖した場合
① 学校施設等の臨時休業により、子の育児のため出勤できない社員	<p>年次有給休暇(取得希望に対し最大限配慮)</p> <p>※ <u>年次有給休暇がない場合等は、特に、「休暇扱い(無給)」とする。</u></p> <p>※ <u>本件取扱いは、学校施設等の臨時休業期間終了までとする。</u></p>	
② 発熱等の風邪症状が見られる社員	<p>年次有給休暇又は病欠休暇</p> <p>※ 各事業所におけるミーティング等において、改めて、感染拡大等を防ぐため、「体調がすぐれない場合には、無理して出勤せず、休暇を取得し療養する」旨の要請を行うことを徹底する。</p>	特別休暇(※)

※ 「特別休暇(※)」は「事務又は事業の運営上の必要に基づき業務の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)」を適用する。

<参考：既に対応済みの取扱い>

区 分	通常どおり営業している場合	会社が経営判断で事業所を閉鎖した場合
① 新型コロナウイルス感染症に感染した社員	病欠休暇	特別休暇(※)
② 社員の同居する家族等が、新型コロナウイルス感染症に感染した社員(社員本人が濃厚接触者(※)となった場合)	<p>最大2週間の範囲で特別休暇(※)</p> <p>ただし社員がウイルス検査等において陰性と判定された場合はそれまでの間に限る。</p>	

③ 社員の同居する家族が、新型コロナウイルス感染症者の濃厚接触者（※）となった社員	最大2週間の範囲で特別休暇（※） ただし家族がウイルス検査等において陰性と判定される場合はそれまでの間に限る。	
④ 社員が中国の湖北省・浙江省温州市から帰国した社員	最大2週間の範囲で特別休暇（※）	
⑤ 新型コロナウイルス感染症に感染していない社員	勤続	

※ 上記の休暇の取り扱いにおいて、年次有給休暇の記載が無い項目においても、社員が年次有給休暇を取得することを妨げるものではない。

※ 「特別休暇（※）」は「事務又は事業の運営上の必要に基づき業務の全部又は一部の停止（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）」を適用する。

※ 「濃厚接触者（※）」は「新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者」等とする。

以上

国内における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況 (結果判明日ベース)

	2/18(火)	2/19(水)	2/20(木)	2/21(金)	2/22(土)	2/23(日)	2/24(月)	2/25(火)	2/26(水)	2/27(木)	2/28(金)	2/29(土)	3/1(日)	3/2(月)
1. 国立感染症研究所	472	15	20	261	341	53	22	195	267	237	53	10	0	125
2. 検疫所	75	68	15	188	127	72	103	38	19	61	79	86	22	24
3. 地方衛生研究所・保健所	372	615	632	918	680	532	371	697	940	985	1,249	802	495	973
4. 民間検査会社	0	0	0	132	2	0	17	0	149	0	102	0	116	15
5. 大学	79	0	0	108	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 医療機関														
計	998	698	667	1,607	1,169	657	513	930	1,375	1,283	1,483	898	633	1,137

(単位：件)

	3/3(火)	3/4(水)	3/5(木)	3/6(金)	3/7(土)	3/8(日)	3/9(月)	3/10(火)	3/11(水)	3/12(木)	3/13(金)	計
1. 国立感染症研究所	20	71	83	107	18	0	0	8	69	86	4	2,537
2. 検疫所	27	12	11	35	13	10	27	57	45	128	148	1,490
3. 地方衛生研究所・保健所	1,449	1,290	1,386	1,069	826	598	980	1,678	1,282	1,293	880	22,992
4. 民間検査会社	11	7	5	5	11	2	4	97	81	28	※	784
5. 大学	0	0	0	※	※	※	※	※	※	※	※	206
6. 医療機関				※	※	※	※	※	※	※	※	※
計	1,507	1,380	1,485	1,216	868	610	1,011	1,840	1,477	1,535	1,032	28,009

暫定値（3月12日までに自治体等から回答があった数の合計であり、順次アップデートされるため、数値が変動する：3月13日集計）

※調査中

帰国者・接触者相談センター 帰国者・接触者外来

相談件数と 受診者数

		2月29日	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日	3月9日
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
帰国者・接触者相談センター	相談件数	5,414	578	8,116	15,781	11,306	9,018	<u>14,535</u>	6,480	599	<u>5,520</u>
帰国者・接触者外来	受診者数	159	29	150	557	400	394	<u>625</u>	326	35	<u>251</u>

※ 各日の17時までに都道府県から報告された数をそれぞれ並べた資料。

帰国者・接触者相談センターの相談件数等（都道府県別）

期間：2月1日～3月10日

	帰国者・接触者相談センター相談件数	帰国者・接触者相談受診患者数	帰国者・接触者外来PCR検査実施件数
北海道	10,872	234	204
青森	703	41	40
岩手	995	26	20
宮城	59	52	52
秋田	109	19	16
山形	1,116	108	91
福島	800	48	31
茨城	116	122	112
栃木	3,504	107	87
群馬	2,780	152	77
埼玉	18,796	174	112
千葉	7,738	413	280
東京	19,496	493	216
神奈川	12,570	371	357
新潟	1,731	98	80
富山	174	35	19
石川	630	91	69
福井	1,754	73	60
山梨	1,677	131	95
長野	3,533	134	84
岐阜	197	140	84
静岡	6,593	192	189
愛知	1,456	264	243
三重	767	70	57
滋賀	2,652	87	48
京都	2,102	47	45
大阪	9,929	412	329
兵庫	2,899	166	90
奈良	1,095	140	73
和歌山	343	231	118
鳥取	870	34	34
島根	381	43	35
岡山	691	44	31
広島	8,776	188	188
山口	4,503	60	60
徳島	645	54	52
香川	608	46	43
愛媛	362	60	51
高知	404	44	41
福岡	9,592	474	167
佐賀	907	31	22
長崎	573	63	36
熊本	7,037	200	172
大分	1,235	36	23
宮崎	1,888	25	21
鹿児島	1,793	60	44
沖縄	1,218	56	48
合計	158,669	6,189	4,446

(注) 暫定値 (3月11日までに都道府県から報告された数の合計であり、順次アップデイトされるため、数値が変動する)

出所：厚生労働資料より運動事務局作成

令和2年3月16日 参議院予算委員会 立憲・国民・新緑風会・社民 運動